

○国土交通省告示第 号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二百三十六条の四十九第二項の規定に基づき、航空法施行規則第二百三十六条の四十九第二項の国土交通大臣が告示で定める基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年 月 日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

航空法施行規則第二百三十六条の四十九第二項の国土交通大臣が告示で定める基準の一部を改正する告示

航空法施行規則第二百三十六条の四十九第二項の国土交通大臣が告示で定める基準（令和四年国土交通省告示第千二百四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	無人航空機の種類 基準	一 略 イ (略) ロ 無人航空機の無線操縦用の送信機（以下「送信機」という。）との組合せ 二つの操作棒で前進及び後進、上昇及び下降、左右移動並びに左右旋回が可能な送信機により、無人航空機の操作が可能であること ハ・ニ (略) (1) 地表から一・五メートルの高さにおいて風速五メートル毎秒の風が吹く環境において実地試験を行うことができること。ただし、屋内など風の影響を受けない場合を除く。 (2) (略) ホ・ト (略)	二 (略) イ (略) ロ 無人航空機の無線操縦用の送信機（以下「送信機」という。）との組合せ 二つの操作棒で前進及び後進、上昇及び下降、左右移動並びに左右旋回が可能な送信機により、無人航空機の操作が可能であること
改正前	無人航空機の種類 基準	一 略 イ (略) ロ 無人航空機の無線操縦用の送信機（以下「送信機」という。）との組合せ 二つの操作棒で前進と後進、上昇と下降、左右移動、左右旋回が可能な送信機により、無人航空機の操作が可能であること ハ・ニ (略) (1) 風速毎秒五メートルでも飛行可能であること。ただし、屋内など風の影響を受けない場合を除く。 (2) (略) ホ・ト (略)	二 (略) イ (略) ロ 無人航空機の無線操縦用の送信機（以下「送信機」という。）との組合せ 二つの操作棒で前進及び後進、上昇及び下降、左右移動並びに左右旋回が可能な送信機により、無人航空機の操作が可能であること

三 飛行機	略
飛行機の種類についての限定をする技能証明に係る実地試験において用いる無人航空機の基準は、次のとおりとする。 (注) イ 実地試験の内容を適切かつ安全に行うことができるものであること。 ロ 送信機との組合せ 二つの操作棒で加速及び減速、上昇及び下降並びに左右旋回が可能であり、かつ伝送可能距離が一キロメートル以上ある送信機により、無人航空機の操作が可能であること。 ハ 地上の制御装置との組合せ 次に掲げる機能を有する地上の制御装置と組み合わせて衛星無線航法による自動飛行ができるものであること。ただし、昼間飛行、目視内飛行及び最大離陸重量二十五キログラム未満についての限定をする技能証明に係る実地試験を行う場合を除く。 (1) 無人航空機の飛行経路を任意に設定することができる機能 (2) 無人航空機の飛行に関する情報及び映像等を外部の	いう。)との組合せ 二つの操作棒で前進及び後進、上昇及び下降、左右移動並びに左右旋回が可能な送信機により、無人航空機の操作が可能であること ハ・ニ (略) (1) 地表から一・五メートルの高さにおいて風速五メートル毎秒の風が吹く環境において実地試験を行うことができること。ただし、屋内など風の影響を受けない場合を除く。 (2) (略) ホ・ト (略)

三 飛行機	略
飛行機の種類についての限定をする技能証明に係る実地試験において用いる無人航空機は、国土交通大臣が適当と認めるものとする。	いう。)との組合せ 二つの操作棒で前進と後進、上昇と下降、左右移動、左右旋回が可能な送信機により、無人航空機の操作が可能であること ハ・ニ (略) (1) 風速毎秒五メートルでも飛行可能であること。ただし、屋内など風の影響を受けない場合を除く。 (2) (略) ホ・ト (略)

ディスプレイに表示することができる機能

- (3) 対気速度、高度、無人航空機の位置及び飛行状態その他の無人航空機の飛行に必要な情報を飛行に支障のないよう遅滞なく表示することができる機能

- (4) 実地試験に必要な区画線を表示することができる機能

ニ 無人航空機の大きさ 実地試験中に当該無人航空機及びその前後左右を目視により常時視認できる大きさであること。

ホ 飛行性能 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 地表から一・五メートルの高さにおいて風速五メートル毎秒の風が吹く環境において実地試験を行うことができること。

- (2) 実地試験を行う環境において、昼間飛行、目視内飛行及び最大離陸重量二十五キログラム未満についての限定をする場合においては、最低二十分以上（それ以外の場合は、最低四十分以上）の飛行が可能であること。

ヘ 安全の確保 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 無人航空機と組み合わせる送信機の機能により、実地試験の受験者が操縦する間においても、当該実地試験を行う試験員及び当該試験員又は当該受験者を補助する者が、オーバーライドができること。

- (2) 無人航空機の製造会社が求める適切な整備が適切な期間で実施されており、機体仕様通りに飛行できる状態であること。

- (3) 簡単な操作により無人航空機を離着陸場周辺まで飛行させることができること。ただし、昼間飛行、目視
-
-

注 (略)	内飛行及び最大離陸重量二十五キログラム未満についての限定をする技能証明に係る実地試験を行う場合を除く。 ト その他 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 夜間でも下方より無人航空機の前後左右を識別することができる灯火を有すること。ただし、昼間飛行についての限定をする技能証明に係る実地試験を行う場合を除く。 (2) 無人航空機にカメラを搭載しており、実地試験の受験者及び当該実地試験を行う試験員が、カメラで撮影した画像から無人航空機の周辺及び地上の状況を確認できること。ただし、昼間飛行、目視内飛行及び最大離陸重量二十五キログラム未満についての限定をする技能証明に係る実地試験を行う場合を除く。 (3) 技能証明（最大離陸重量二十五キログラム未満についての限定をしないものに限る。）に係る実地試験を行う場合は、最大離陸重量二十五キログラム以上の無人航空機であること。
注 (略)	

附 則

この告示は、公布の日から施行する。